

## 八王子市解除条件付指名競争入札実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市が発注する工事の入札のうち、八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。）第34条において準用する第5条第1項に規定する特別な資格を定めて行う入札（以下「解除条件付指名競争入札」という。）について、他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 解除条件付指名競争入札の対象工事は、1件の予定価格が130万円を超える工事のうち、地方自治法施行令第167条の規定に該当する工事

### (指名業者の選定)

第3条 規則第37条の2に該当する案件の業者の選定については、八王子市一般及び指名競争入札業者選定委員会の議を経て決定する。

### (指名基準)

第4条 解除条件付指名競争入札に参加させようとする者の指名については、八王子市指名競争入札参加者指名基準による。

### (入札参加者等の公表)

第5条 入札参加者及び入札参加者数の事前公表は行わない。

### (落札者の決定)

第6条 落札予定者は、八王子市公正入札調査委員会が適正な入札であると判断した場合に、落札者となる。

### (入札の無効)

第7条 落札予定者は、八王子市公正入札調査委員会が不適正な入札であると判断した場合には、契約締結する権利を解除される。

2 前項の場合には、当該入札は無効とする。

### (その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年（2023年）10月1日から施行し、同日以後に指名の通知をする解除条件付指名競争入札について適用する。